

お急ぎ  
ください!!

平成27年度

# 受験生チャレンジ支援貸付事業

をご存じ  
ですか?

中学3年生や高校3年生等を対象に塾等の受講料や受験料の貸付を無利子で行います!!  
さらに、高校、大学等に入学した場合返済が免除されます!!

## 1 貸付金の内容

### 学習塾等受講料貸付金

対象 / 中学3年生・高校3年生とそれに準ずる方

貸付限度額 / 200,000円(上限)

貸付の範囲 / 対象となる学習塾等の費用。(平成27年4月からの費用が対象) ※家庭教師・合宿は除く。

### 高校等受験料貸付金

対象 / 中学3年生とそれに準ずる方

貸付限度額 / 27,400円(上限)

貸付の範囲 / 学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校を受験料。

4回(校)分の受験料まで貸付可。1校あたりの受験料23,000円まで。

### 大学等受験料貸付金

対象 / 高校3年生とそれに準ずる方

貸付限度額 / 105,000円(上限)

貸付の範囲 / 学校教育法に規定する大学、短期大学、専修大学、各種学校の受験料。

3回(校、学部)分の受験料まで貸付可。1校あたりの受験料は35,000円以内。

- 新規相談受付 平成28年1月16日(土)まで。
- 申込締切 平成28年1月29日(金)まで。
- 土曜臨時開所 12月19日(土)・1月16日(土)

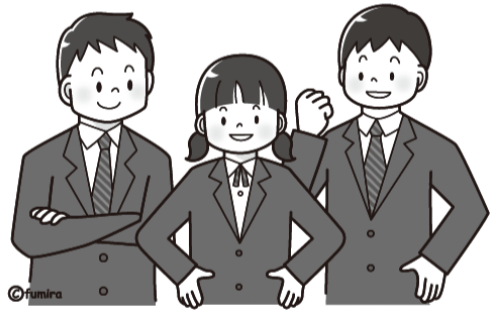
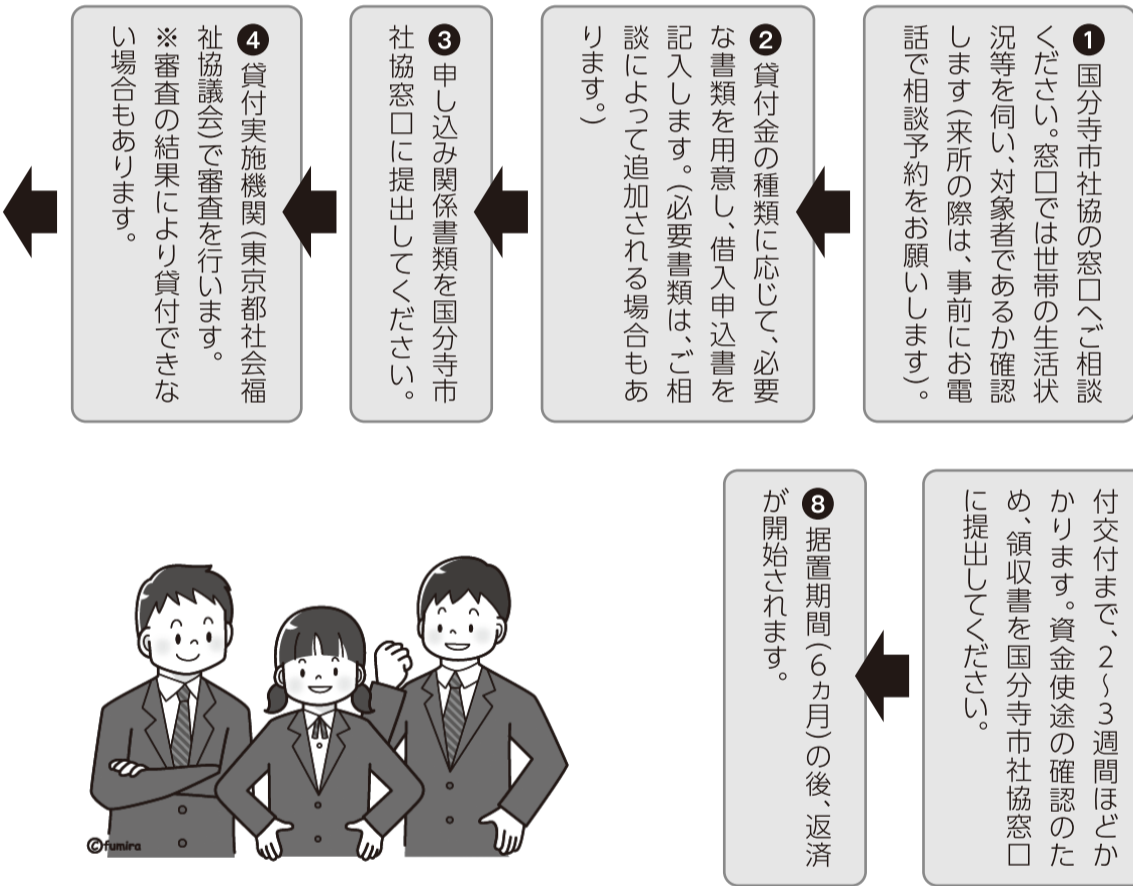
## 2 ご利用いただける方

(以下の要件をすべて満たす方が対象です)

- ① 世帯の生計中心者(20歳以上)で貸付の対象となる子供のいること
- ② 生計中心者の課税所得または総収入金額(平成27年度 市民税・都民税 課税証明書で確認)が一定基準以下であること(下表参照)
- ③ 世帯の預貯金等資産の保有額が60万円以下であること
- ④ 土地・建物を所有していないこと(現在居住の土地、建物は除く。不動産所得がある場合は、対象にならない場合があります)
- ⑤ 都内に引き続き1年以上在住(住民登録)していること

- ⑥ 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

## 3 相談・貸付から返済までの流れ



## 4 ご返済について

- ① 貸付金は、無利子です。ただし、借付書で約束した返済期間を過ぎても返済が完了しない場合は、残元金に対して年利10・75%の延滞利子が発生します。
- ② 返済方法  
(1) 借入額を返済月数で毎月返済する均等返済です。(端数処理は最終回)  
(2) 返済は、原則として金融機関からの口座引落としとなります。

## 5 ご返済の免除について

高校、大学等へ入学した場合、返済が免除(償還免除)されます。

免除に際しては、免除申請書とともに入学した高校、大学等の入学証明書や在学証明書などを提出していただきます。

その他にも償還免除の適格要件に基づき免除される場合がございますので、詳しくは国分寺市社協窓口にお問い合わせください。

本資金の返済が免除(償還免除)された場合は、免除された金額分について一時所得とみなされます。必要に応じて確定申告などの手続きをしてください。また、償還免除を受けるためには、必ず領収書の提出が必要になります。

地域福祉係 自立支援担当 TEL.042-324-8311

相談窓口 / 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで。  
ご来所の際は、事前に相談予約をお願いいたします。

扶養人数	0人(单身)	1人	2人	3人	...
総収入(年間)	176万円以下	260万円以下	320万円以下	380万円以下	...

※給与収入以外の所得がある場合は、課税所得で確認します。